

にいがたなかじょうちゅうかく

# 3 新潟中条中核工業団地

胎内市



- ✓ 良好な地盤（深度10mでN値50以上）
- ✓ 安価で良質な工業用水（20円/m<sup>3</sup>）
- ✓ 大規模用地の確保が可能

県営

工業団地

アクセス



計画面積  
 鴻ノ巣地区 55.2 ha } 76.1 ha  
 笹口浜地区 20.9 ha

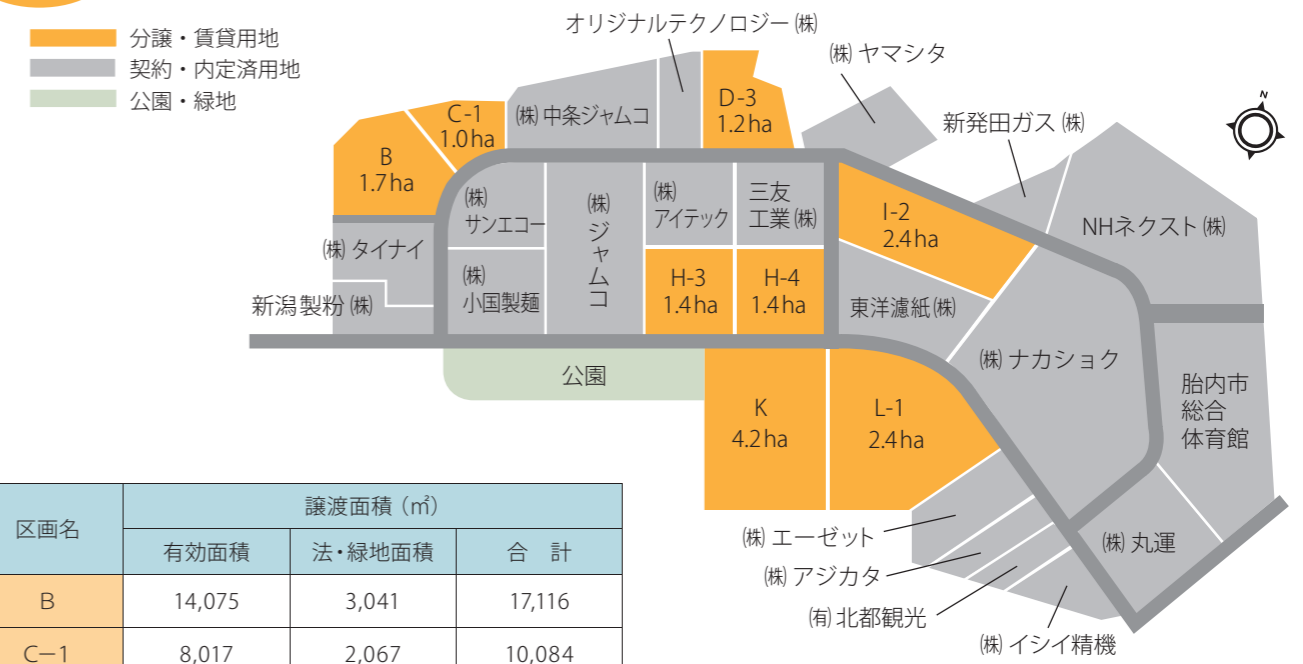
分譲可能総面積 15.7 ha

分譲価格 9,390円/m<sup>2</sup>~  
 (30,987円/3.3m<sup>2</sup>~)

※リース制度あり 年283円/m<sup>2</sup>~



区画図



区画名	譲渡面積 (m <sup>2</sup> )		
	有効面積	法・緑地面積	合計
B	14,075	3,041	17,116
C-1	8,017	2,067	10,084
D-3	9,112	2,821	11,933
H-3	-	-	14,247
H-4	-	-	14,247
I-2	21,987	2,216	24,203
K	36,260	5,714	41,974
L-1	20,212	3,592	23,804

鴻ノ巣地区 面積55.2ha  
 工業地域  
 建ぺい率60% 容積率200%

優遇措置

区分	対象	県	市	特記事項
補助金等	設備	○		投資額の5% (実績により補助率が変動) ※本制度の適用は要相談
	土地	○		取得費の15%以内、限度額1億円、5年分割払い
		○		賃借の場合、固定資産税相当額を5年間
	電気料金	○		電気料金の1/4相当 (8年間、上限1,875万円(年間))
	工業用水道料金	○		基本使用料金の20%、年間限度額100万円、5年間
税制優遇	雇用		○	市在住の新規常用雇用者 1人あたり10万円、限度額500万円
	地域経済牽引条例	○		不動産取得税課税免除 事業税(所得割・収入割): 1/2(3年間) 法人県民税(超過課税): 1/2(3年間)
	産業立地条例	○		不動産取得税課税免除、事業税不均一課税(3年間または6年間)
融資	企業設置促進条例	○		固定資産税課税免除(5年間)
	資金融資	○		限度額5億円、特認10億円

※各措置の適用にあたっては、業種等の要件があります。事前にご相談ください。

所在地	胎内市 清水	
事業主体	新潟県 産業労働観光部 産業立地課 TEL 025-280-5248	
用水	上水道	使用可能量560m <sup>3</sup> /日(基本料金400m <sup>3</sup> /月まで82,950円、超過料金200円/m <sup>3</sup> )
	工業用水	7,000m <sup>3</sup> /日(単価20円/m <sup>3</sup> )
排水	下水道	各企業内で浄化後、胎内川に通ずる都市下水路に排水 排水基準 県条例適用
	電力	普通高圧 団地隣接の6,600V配電線から供給 特別高圧 供給可能
ガス	都市ガス 13A 10,000kcal(天然ガス)	
通信	光通信対応可能	
公害防止	県条例適用	
地耐力	深度10mでN値50以上	
有効求人倍率	1.32倍(平成30年3月)	新発田 公共職業安定所管内
新規卒業者県内就職率	88.6%(平成30年3月)	
労働力人口/15歳以上	96,755人(平成27年国勢調査)	